

第 71 回財務省 NGO 定期協議質問書

議題 1：IDA 増資と教育支援について

提案者：教育協力 NGO ネットワーク（JNNE） 大野容子

世界銀行グループの国際開発協会（IDA）の第 19 次増資交渉が現在行われており、次回の会合が IMF・世銀総会直後の 10 月 21 日～22 日にワシントンにて開催される予定とお聞きしております。

今年 6 月に JNNE より、①日本政府として前回同様水準の貢献をお願いしたい、②ジェンダー及び教育の観点から格差を拡大するような支援を行わないよう日本政府として政策議論をリードしていただきたい旨を、貴省にご提案させていただきました（添付②をご参照ください）。

増資交渉における最終のタイミングでのお願いとはなりますが、この度、各国 NGO／国際 NGO が連名にて、IDA による教育支援を、すべての人々にとっての利益となるよう、無償で質の高い公教育へ支援とするよう、世界銀行及び各国ドナーに提案するレターを作成しました。添付①をご参照ください。

教育はすべての人々にとっての権利であり、無償で質の高い教育を保障することが SDGs で明確に目指されています。しかしながら現状では、各国が質の高い公教育への投資を十分に行っておらず、貧困層の子どもたちや女子、障害をもつ子どもたち、少数民族や難民、LGBTI+の子どもたちなどが取り残されてしまっています。本来であれば累進的な課税制度を通じて公的に教育予算を確保していくことが望ましいのですが、いくつかの国やドナーは教育の民営化、営利目的の私立学校の支援を進めています。安い学費を徴収する私立学校であっても、女子や最貧困層の子どもたちが衡平にアクセスできるわけではありません。また、公的資金による私学への援助は、教育における格差を拡大することも明らかになっています¹。

こうした懸念を背景に、欧州議会ならびに、教育支援における最大規模の国際機関である「教育のためのグローバル・パートナーシップ（Global Partnership for Education, GPE）」は、彼らの援助が営利目的の私立学校への支援に使われることを禁止する立場を明確にしています。日本政府も理事の一員である国連人権理事会やその他の国際的な人権諸機関においても、教育の権利確保のためには、教育の商品化ではなく、無償の公教育を政府の責任として提供すべきであるとしています。

IDA 増資とその融資政策の決定にあたっては、主たるドナーである日本政府の意思、意見は非常に重要であり、重きが置かれていることと思います。日本政府として、IDA は公教育サービスの強化に投資すべきであり、教育の民営化ならびに営利目的・低学費徴収の私立学校を促進する事業を支援しないとする立場を明確にしていただけるよう提案させていただくとともに、IDA による教育の民営化・営利目的の私立学校への支援に対する日本政府の見解、そしてこの点に関する増資交渉での日本政府の方向性につ

¹ K.M. Bous and J. Farr (2019) False Promises: How delivering education through public-private partnerships risks fueling inequality instead of achieving quality education for all. Oxfam Briefing Paper.
<https://www.oxfam.org/en/research/false-promises>

いてお聞かせいただけますでしょうか。

議題 2：国際協力銀行（JBIC）の環境社会配慮ガイドラインの定める住民移転計画の入手について

議題提案者：メコン・ウォッチ 遠藤諭子、国際環境 NGO FoE Japan 杉浦成人

<背景>

『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン』（以下、ガイドライン）では、「カテゴリ A（環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクト）」について、「大規模な非自発的住民移転または大規模な生計手段の喪失が発生する場合」、JBIC は「借入人等から」「住民移転計画（必要に応じ生計回復計画を含む）」の「提出を受けて、環境レビューを行う」とされている。

しかし、カテゴリ A 案件で、97 世帯（379 人）の大規模な非自発的住民移転が発生するベトナム・バンフォン 1 石炭火力発電事業について、JBIC は住民移転計画を入手することなく環境レビューを行い、融資を決定した。

前回、第 70 回財務省・NGO 定期協議において、NGO 側からは、これがガイドライン違反にあたるのではないかと指摘した。それに対し JBIC からは、「本案件では、ベトナム地方政府により住民移転計画が策定されたが、借入人等（本案件の場合、事業者）が入手しておらず、また、JBIC も同地方政府に共有を要請したが、個人情報部門の観点から共有が困難と回答があり、入手していない」「本案件のように現地国政府が策定する場合で、なんらかの事情で入手が困難であった場合には、入手は必須ではないと解釈している」との主旨の説明がなされた。

NGO 側はこれまで長期間、JBIC のガイドライン策定および改訂プロセスに関わってきた経緯があり、特に非自発的住民移転の問題については、被影響住民への甚大な影響を回避するための提言と議論をその都度重ねてきたが、JBIC が上述のような解釈の下、ガイドラインを運用しているというのを聞くのは初めてであった。ガイドラインの文言通りに解釈すれば、誰が策定しているかに関わらず、借入人等は住民移転計画を JBIC に提出しなくてはならないというのが原則であると理解している。

<質問>

1. 改めて確認だが、カテゴリ A 案件で大規模な非自発的住民移転または大規模な生計手段の喪失が発生する場合、原則として、借入人等は、住民移転計画の策定主体者ではない場合においても、策定主体あるいは事業者から入手して JBIC に提出しなければならないのではないかと。財務省はこの原則について、どのようにお考えか。

2. 住民移転計画や生計回復計画については、ガイドライン改訂プロセスのなかで、これまでの JBIC 支援案件における大規模な非自発的住民移転で住民が被ってきた甚大な影響について議論した結果、住民に対する移転の影響を回避する／最小限に抑えるために融資機関が確認／審査することが必要な文書として、その提出がガイドライン上に規定されていると理解している。今回のバンフォン 1 案件では、ベトナム政府側が文書の提供を困難としているとのことであったが、たとえば、JICA 支援案件では、ベトナム政府の住民移転計画を JICA が入手し、ウェブサイト上で公開している例もみられる。事業の環境社会影響を回避・最小限にするというガイドラインの趣旨・精神に基づき、JBIC は、相手国政府機関に対

し、住民移転計画の提出が必須であるという強い姿勢で臨むべきではないか。また、それを相手国政府機関が拒否するのであれば、融資を行なうべきではないと考えるが、財務省はどのようにお考えか。

3. JBIC の過去 10 年のカテゴリ A 案件につき、大規模な非自発的住民移転または大規模な生計手段の喪失が発生したプロジェクトについて、住民移転計画の入手に係る状況を示されたい。その際、以下の項目についてお答えいただきたい。

- ①年度、案件名
- ②入手／不入手
- ③入手できている場合、借入人等から提出／JBIC が直接入手
- ④入手できていない場合、その理由

4. 住民移転計画が入手できていない場合、JBIC は該当事業の環境レビューにおいて、被影響住民に対する調査・協議の状況や、移転・補償対策等の具体的な内容とその実効性などについて、どのような方法で確認する（した）のか。それは、バンフォン1案件と同様の確認方法か。また、財務省としては、そうした JBIC の確認方法に問題がないか、どのように確認・判断しているか。判断基準はなにか。

5. 住民移転計画が入手できていない場合、JBIC はどのようにモニタリングを行う（行った）のか。また、財務省は、その JBIC のモニタリング実施方法に問題がないか、どのように確認・判断しているか。判断基準はなにか。

6. バンフォン1案件では、JBIC はどのようなモニタリング方法をとる予定か。また、財務省は、それを、ガイドラインの社会配慮上、問題がないとどのように判断するのか。

議題 3：国際協力銀行（JBIC）支援案件における贈収賄への JBIC による対応・説明責任と防止対策について

提案者：気候ネットワーク 鈴木康子／国際環境 NGO FoE Japan 波多江秀枝

（背景）

日本政府の掲げる「インフラシステム輸出戦略」（直近の令和元年度改訂版は令和元年 6 月 3 日付）²の下、今後も日本の官民によるインフラ輸出が推進されていくことが見込まれるなか、贈収賄等の不正行為の防止は、今年 6 月に開催された G20 福岡財務大臣・中央銀行総裁会議にあたって策定された「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」³の「原則 6：インフラ・ガバナンスの強化」のなかでも、「透明性」や「腐敗防止」という文言が盛り込まれるなど、今後、対策強化の必要性が共通認識として持たれている重要課題の一つであると言える。前回、第 70 回財務省 NGO 定期協議（以下、前回協議）においても、財務省から、上述の G20 原則を今後「どう実施していくか」が重要であり、「実施面を重視」しているとの認識が示されており、贈収賄等の不正行為の防止についても、今後、具体的な施策の策定と実施が

² <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/dai43/siryou2.pdf>

³ https://www.g20fukuoka2019.mof.go.jp/ja/outline/pdf/20190610_31.pdf

期待される場所である。

一方、インフラ輸出に公的金融機関として深く関わることとなる国際協力銀行（JBIC）は、これまで、その腐敗防止対策として、「公的輸出信用と贈賄に関する OECD 理事会勧告」（2006 年 12 月）に基づいた対応をとる⁴としており、前回協議では、JBIC による支援スキームが投資金融であっても、輸出金融と同様に同 OECD 理事会勧告を踏まえ、しかるべき対応をとる旨の回答が JBIC からなされた。しかし、円借款や海外投融資などのスキームで、インフラ輸出において JBIC とほぼ同様の役割を担うことになる国際協力機構（JICA）が、独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）⁵および独立行政法人国際協力機構が実施する資金協力事業において不正行為等に関与した者に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 43 号）⁶といった独自の規定を有している他、不正腐敗情報相談窓口を設置⁷したり、不正腐敗防止ガイダンス⁸（4ヶ国語）やポリシーガイド⁹（7ヶ国語）を準備したりするなど、腐敗防止対策を徹底しているのに比べ、JBIC による腐敗防止に向けた対策やそれを実施していく体制自体、見劣りするよう見受けられる。

実際、直近で事業関係者の贈収賄が指摘されている JBIC 支援案件においても、国民への説明責任を果たすべき、また、国際的なレピュテーションリスクにも配慮すべき日本政府の公的機関として、これまでの JBIC の対応は不透明な部分があり、その確認や説明方針は判然としないものであった。

たとえば、タイのカノム 4・ガス焚複合火力発電事業において、三菱日立パワーシステムズ株式会社（MHPS）がタイ運輸省港湾局の支局長に賄賂を提供した贈賄事件では、すでに今年 3 月に MHPS の元執行役員ら幹部 2 名に対して東京地裁から有罪判決が下っていた。¹⁰ しかし、今年 6 月の前回協議における JBIC の回答は、「今後の MHPS 向けの支援については、『公的輸出信用と贈賄に関する OECD 理事会勧告』の中身も踏まえながら個別に状況を精査し、対応していく」、また、「契約に基づいて適切に対応することが一義的に重要と考えており、そのための情報収集、状況確認、検討をしている。今、予断をもって、その結果どう対応するかを回答することは難しい」といったもので、3ヶ月間、JBIC として一体どのような精査を行ってきたのか疑問が残るとともに、JBIC の対応結果が公に説明されるのか否かさえも曖昧なままであった。

また、インドネシアのチレボン石炭火力発電事業・拡張計画（2号機 1,000 MW の建設）において、今年 4 月から、現代建設が前チレボン県知事に対して多額の不正資金を提供したとの贈収賄疑惑が指摘されている件について、今年 6 月の前回協議における JBIC の回答では、「JBIC の行為に帰責性ありとして損害賠償請求がなされる」可能性から、捜査当局であるインドネシア汚職撲滅委員会（KPK）に「政府機関である JBIC が接触することは適切ではないとの弁護士からの助言」があるため、KPK への聞き取りや情報請求は難しいとの見通しが示された一方で、財務省および JBIC とともに、今後とも本件の動向や事実関係を注視していくとの見解が示された。しかし、その後、前チレボン県知事の別件の贈収賄事件に係る判決文（2019 年 5 月 22 日付）¹¹ がインドネシア裁判所のホームページにて今年 7 月下旬に公開されたものの、JBIC は今年 8 月 5 日付で NGO 3 団体から「インドネシア・チレボン石炭火力

⁴ <https://www.jbic.go.jp/ja/support-menu/export/prevention.html>

⁵ https://www.jica.go.jp/about/corp_gov/ku57pq00001z19wv-att/measures_42.pdf

⁶ https://www.jica.go.jp/about/corp_gov/ku57pq00001z19wv-att/measures_43.pdf

⁷ <https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/index.php>

⁸ <https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>

⁹ https://www.jica.go.jp/about/corp_gov/ku57pq00001z19wv-att/policy_eng_1.pdf

¹⁰ <https://www.sankei.com/affairs/news/190301/afr1903010027-n1.html>

¹¹ <https://putusan.mahkamahagung.go.id/putusan/6395081793cc605eddda4c2add7e7545>

発電事業 拡張計画 関係者の不正行為に関する JBIC による説明責任と貸付実行停止を求める要請書」¹²が提出されるまで、同判決文を入手しておらず、¹³ JBIC が一体どこまで本件の動向を注視しているのか疑問が残るものであった。さらに、同要請書の提出以降、本案件の贈収賄に係る対応・確認結果等について JBIC から NGO に対する回答は依然ない状況である。

(質問)

1. JBIC は、「公的輸出信用と贈賄に関する OECD 理事会勧告」に基づき、「融資契約等の対象となる契約に関して、贈賄行為が行われた疑いがあるとして起訴された場合」、融資契約等締結後の案件については、「貸出停止、融資未実行残高の取り消し、または借入人の期限の利益を喪失させるなどの適切な措置を取」としている。¹⁴ この方針に基づくのであれば、カノム 4・ガス焚複合火力発電事業のケースでは、すでに MHPS の幹部 3 名が 2018 年 7 月に贈賄疑惑で起訴¹⁵された段階で、JBIC は貸出停止等の措置を取るか否かの検討を始めていたはずである。当時の起訴段階での JBIC の対応状況はいかなるものであったか、ご教示願いたい。また、その際に貸出停止等の措置が取られていなかったとすれば、その理由はどのようなものであったか。また、一般に、公的金融機関である JBIC の性質を考慮し、このような JBIC 支援案件に係る贈収賄に対する JBIC の対応状況や対応結果については、国民への説明責任が果たされるべきであり、同時に、対応結果が公にされることによって今後の腐敗防止にもつながると考えるが、財務省のご見解を伺いたい。

2. カノム 4・ガス焚複合火力発電事業については、贈賄疑惑の起訴にとどまらず、上述の 2 名の幹部の他、今年 9 月 13 日、MHPS の元取締役に対しても東京地裁から有罪判決が言い渡されている。¹⁶ 上記質問 1 でも述べたとおり、OECD 理事会勧告に基づく JBIC の方針に従い、本案件について、JBIC は「貸出停止、融資未実行残高の取り消し、または借入人の期限の利益を喪失させるなどの適切な措置を取」るべきではないか。仮にこのような措置が取られないとすれば、その理由はどのようなものか。また、一般に、公的金融機関である JBIC の性質を考慮し、このような JBIC 支援案件に係る贈収賄に対する JBIC の対応状況や対応結果については、国民への説明責任が果たされるべきであり、同時に、対応結果が公にされることによって今後の腐敗防止にもつながると考えるが、財務省のご見解を伺いたい。

3. JBIC 支援案件における贈収賄に対する JBIC の事実関係の確認方法については、JBIC 自身がその取り組み方針として、「融資契約等の対象となる契約に関して、贈賄行為が行われた疑いがあるとして起訴された場合」の JBIC の対応を明示していることから、JBIC が捜査当局や裁判所等から情報収集することは、JBIC としてどのような対応をとるかを判断する上でも必要不可欠なはずである。現在、チレボン石炭火力発電事業・拡張計画について、そうした必要不可欠な確認を JBIC ができないとのことであるが、今後の JBIC 支援案件においては、贈収賄リスクを想定し、JBIC の必要な情報収集を可能にするような条件を貸付契約に盛り込む必要があるのではないか。財務省のご見解を伺いたい。

¹² <http://www.foejapan.org/aid/jbic02/cirebon/190805.html>

¹³ 2019 年 8 月 14 日付電子メールにて FoE Japan が JBIC に確認

¹⁴ 脚注 3 に同じ

¹⁵ <https://www.mhps.com/jp/news/20180720.html>

¹⁶ <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20190913/k10012080791000.html>

4. チレボン石炭火力発電事業・拡張計画に係る贈収賄疑惑については、上述の前チレボン県知事の別件の贈収賄事件に係る判決文（2019年5月22日付）において、事業実施主体者やEPC契約企業の担当者による本贈賄への関与が名指しで言及されていること、不正資金の受け渡しに利用された会社名や銀行口座番号が言及されていることなど、これまでの報道ベースのものより詳細な情報が記載されている。こうした新たな看過できない情報が公になったことを受け、JBICは当該事実関係に係る徹底的な確認を行なうべきと考えるが、財務省のご見解を伺いたい。また、本拡張計画に係る贈収賄等の不正行為がないことについてJBICが透明性のある形で説明責任を果たすまで、本拡張計画に対する貸付実行は停止されるべきと考えるが、財務省のご見解を伺いたい。

5. 「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の附属文書¹⁷でも、腐敗防止に向けた「政府全体としての取り組みが不可欠」とされているが、今後の腐敗防止に向けた政府としての取り組みの見通しをご教示願いたい。また、JBICによる腐敗防止対策について、上述のように改善が必要である実態があることを踏まえ、財務省として、今後必要と考えられている対策強化の方向性について伺いたい。

議題4：バングラデシュ・マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業におけるJICA環境社会配慮ガイドライン遵守について

議題提案者：「環境・持続社会」研究センター（JACSES）、田辺有輝

背景：

国際協力機構（JICA）は、バングラデシュのマタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業に対して、2014年6月以降、5回にわたって計3000億円以上もの莫大な円借款供与を約束している（総額は過去最大規模の5000億円が予定されている）。また、日本貿易保険（NEXI）は、同事業に対して過去最大の付保（金額は非公開）を提供している。しかし、本事業では、水門破壊に伴う浸水害の悪化、不十分な補償と生計回復策、周辺河川への土砂流入、コミュニティ道路の破損や交通事故の増加などの問題が現地NGOや住民から提起されている。今回は、特に補償と生計回復策の問題に絞って議論させて頂きたい。

質問：

1. 本事業では40世帯以上の住民移転が生じているとのことである。移転住民の居住・生計の状況について現地NGOに確認したところ、周辺の貸家で高額な家賃を負担しながら住んでいる状況とのことであった。一方で、JICAに確認したところ、移転住民には建築資材が供与されており、小屋を建てるための政府保有地を与えられているとのことであった。しかし、政府保有地の具体的な場所は示されず、JICA自身も現場を確認していないとのことであった。JICA環境社会配慮ガイドラインでは、「移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない」とされているが、同要件は、適切にモニタリングできていないと考えられる。財務省の見解を伺いたい。

¹⁷ https://www.g20fukuoka2019.mof.go.jp/ja/outline/pdf/20190610_20.pdf

2. 住民移転計画によれば、当初、移転住民には金銭補償で対応するとのことであった。しかし、JACSES が 2018 年 12 月に現地を訪問したところ、移転住民用の代替家屋として約 10 世帯が建設中で、その建設作業が大幅に遅れているとのことであった。JICA に確認したところ、2019 年 3 月に完工予定とのことであったが、大幅に遅延しているとのことであった。また、当初の金銭補償に加えて代替家屋が追加的に供与される理由については確認中とのことであった。さらに金銭補償の実施比率については公開できないとのことであった。そもそも、JICA 環境社会配慮ガイドラインでは、「補償は可能な限り再取得価格に基づき、事前に行われなければならない」と規定されているが、同要件は適切に遵守されていないと考えられる。財務省の見解を伺いたい。

3. 上記のようなガイドラインの要件が適切に満たされていないことが明確である中、2019 年 7 月には 1431 億円もの追加供与の L/A が調印されているが、問題ではないか？財務省の見解を伺いたい。